

事業再構築補助金について

ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します。

■第13回公募 電子申請受付中

【基本要件】

- ① 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること
- ② 事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること
- ③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年平均成長率3～4%（事業類型により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率3～4%（事業類型により異なる）以上増加の達成

【申請期間】

2025年2月7日（金）～2025年3月26日（水）18:00（厳守）



詳細は、事業再構築補助金 HP (<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>)
をご確認ください。

中小企業省力化投資補助金（一般型）の新設について

本補助金については、商工会ニュース（令和6年8月発行のR6年度 Vol.5）でお知らせしております。

この度、「省力化一般型」として、従来の「カタログ注文型（汎用設備）」だけでなく、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）の導入についても補助対象となります。

■中小企業省力化投資補助金（一般型） 3月中旬申請受付開始予定

【基本要件】

- ① 労働生産性の年平均成長率が+4.0%以上増加
- ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
- ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。

※基本要件等が未達の場合、**補助金返還義務**があります。

詳細は、中小企業省力化投資補助金 HP
(<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>) をご確認ください。

